

TOKYO MAIL NEWS



EAST
TRANSPORT
SERVICE WORKERS
UNION

輸送サービス労組 東京地本

JTSU-E TOKYO

2021.9.29
No.053



9月28日
東地申
第24号

『労使間の取扱いに関する協約』に基づき、JR東日本輸送サービス労働組合
東京地方本部事務所及び支部事務所の早期設置を求める申し入れを行う！

JR 東日本輸送サービス労働組合は『労使間の取扱いに関する協約(令和2年5月15日締結)』を締結しました。東京地方本部(以後地本と称する)は、本部一本社間で締結をした同日以降、協約第57条に則り地本事務所の便宜供与設置を求めてきました。これまで窓口間では再三にわたり事務所使用許可の要請と現状についての進捗を示すように求めてきましたが、1年4カ月を経過した今日にいたっても事務所設置に関する具体的な内容は示されず、窓口間の回答は「探しているが示せる箇所がない」の繰り返しで進展が全く見られません。さらに、長期にわたり示さない理由や相談などについての話は一切なく見通しすら見いだせない状態は到底納得できるものではありません。

一方、東京支社管内における複数の他労組の地方本部は組合員数がかかるに少ない状況でも事務所を構えております。それら設置までの進め方や期間等を踏まえると、第一組合を蔑ろにするばかりか、明らかに一定の意思に基づき JR 東日本輸送サービス労働組合を差別する扱いであり看過できません。他の労働組合と同様に扱われないことによって実害も長期にわたり生じており、使用者の「中立保持義務」を厳しく問わなければならない問題にも発展しています。

また、事務所未設置が続いている状況に対して、多くの機関から指摘や要請などの発言が各機関会議などあらゆる場で多く出されています。

改めて「労使間の取扱いに関する協約」に基づく組合事務所の早期設置を強く求めていきます。そして、健全な労使関係を構築するためにも申し入れを行いました。

1. 労使間の取扱いに関する協約(令和2年5月15日締結) 第57条を直ちに履行すること。

特定の労働組合に対する差別は許さない!
「労使間の取扱いに関する協約」に基づき、
履行を求め団体交渉を行っていきます!